第百八条　協議の場
第百九条　連絡事務所
第百十条　第十三章の規定の不適用
第十二章　協力
第百十一条　基本原則
第百十二条　協力の範囲及び形態
第百十三条　実施
第百十四条　協力に関する小委員会
第百十五条　次章の規定の不適用
第十三章　紛争解決
第百十六条　適用範囲
第百十七条　協議
第百十八条　あっせん、調停又は仲介
第百十九条　仲裁裁判所の設置
第百二十条　仲裁裁判所の任務
第百二十一条　仲裁裁判手続
第百二十二条　仲裁裁判手続の終了
第百二十三条　裁定の実施
第百二十四条　費用
第十四章　最終規定
第百二十五条　目次及び見出し
第百二十六条　附属書及び注釈
第百二十七条　改正
第百二十八条　効力発生
第百二十九条　終了
附属書一　第十六条に関する表
附属書二　品目別規則
附属書三　運用上の証明手続
附属書四　金融サービス
附属書五　第六十二条に関する特定の約束に係る表
附属書六　第六十三条に関する最恵国待遇の免除に係る表
附属書七　自然人の移動に関する特定の約束

前文

日本国及びベトナム社会主義共和国（以下この協定において「ベトナム」という。）は、

国際化及び技術の進歩によってもたらされる活発なかつ急速に変化する国際環境が、様々な経済上及び戦略上の課題及び機会を両締約国に提示していることを認識し、

両締約国間の長年の実り多い互恵的な協力を通じて発展を遂げてきた多年にわたる友好関係並びに強固な経済的及び政治的きずなを意識し、

そのような二国間関係が貿易の自由化及び円滑化並びに協力を通じた互恵的な経済上の連携を構築することにより高められることを信じ、

両締約国間の開発に係る格差を認識し、

経済上の連携が協力の推進に向けた有益な枠組みを提供し、この協定において合意された様々な分野における両締約国の共通の利益に役立ち、並びに経済効率の向上並びに貿易、投資及び人的資源の発展をもたらすことを再確認し、

そのような連携が一層拡大された新たな市場を創設し、並びに両締約国の市場の魅力及び活力を高めることを認識し、

千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第二十四条及び附属書一Bサービスの貿易に関する一般協定第五条を想起し、

この協定が両締約国間の関係において新たな時代を開くものとなるであろうことを確信し、

両締約国間の経済上の連携のための法的枠組みを設定することを決意して、

次のとおり協定した。

第一章　総則

第一条　目的

この協定の目的は、次のとおりとする。

(a) 両締約国間の物品及びサービスの貿易を自由化し、及び円滑化すること。

(b) 知的財産の保護を確保し、及びその分野における協力を促進すること。

(c) 各締約国における競争法の効果的な執行のための協力及び調整を促進すること。

(d) 両締約国間の自然人の移動を円滑化すること。

(e) 各締約国におけるビジネス環境を整備すること。

(f) この協定において合意された分野における一層緊密な協力を強化するための枠組みを設定すること。

(g) この協定の実施及び紛争解決のための効果的な手続を創設すること。

第二条　一般的定義

この協定の適用上、

(a) 「区域」とは、それぞれの締約国について、(i)当該締約国の領域（領海を含む。）並びに(ii)国際法に従い当該締約国が主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚をいう。

注釈　この(a)の規定は、海洋法に関する国際連合条約を含む国際法に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

(b) 「税関当局」とは、関税に関する法令の運用及び執行について責任を負う権限のある当局をいう。

(c) 「サービス貿易一般協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Bサービスの貿易に関する一般協定をいう。

(d) 「千九百九十四年のガット」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定をいう。この協定の適用上、千九百九十四年のガットの条項を引用する場合には、その解釈に係る注釈を含む。

(e) 「統一システム」とは、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約附属書に定める商品の名称及び分類についての統一システムであって、両締約国によりそれぞれの国内法の下で採用され、及び実施されるものをいう。

(f) 「両締約国」とは、日本国及びベトナムをいい、「締約国」とは、日本国又はベトナムをいう。

(g) 「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。

第三条　透明性

1　各締約国は、法令、行政上の手続、一般に適用される行政上の決定及び司法上の決定並びに自国が締結している国際協定であって、この協定の対象となる事項に関するものを、自国の法令に従って、速やかに公表し、又は公に利用可能なものとする。

2　各締約国は、1に規定する法令、行政上の手続及び一般に適用される行政上の決定について責任を負う権限のある当局の名称及び所在地を公に利用可能なものとする。